

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年12月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第35号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1） （略） （2）休職にされていた期間及び育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、<u>それぞれの期間を合算した期間</u>）が<u>1箇月以下である職員を除く。</u>）として在職した期間については、その2分の1の期間 （3）・（4） （略） 3 （略）	（期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1） （略） （2）休職にされていた期間及び育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間 （3）・（4） （略） 3 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。